

岩倉市長

記入例

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和5年9月～令和6年3月分請求用】

注意事項

- ・消せるボールペンでの記入、修正テープ・修正液等での訂正はしないでください。
- ・訂正する場合は、訂正印を押印してください。その際、保護者（請求者）氏名欄に同じ印を押印してください。

下記の

3. 利用料の支払い状況を岩倉市が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を岩倉市に申告してください。
5. 記入した請求額が正しく記載されていることを確認してください。

押印不要です。ただし、訂正印を使用した場合はこちらにも押印が必要です。

申請時に市外に転出している場合は、転出先の住所を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	イワクラ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和〇年12月1日
氏名	岩倉 太郎			現住所	岩倉市栄町〇丁目〇番地〇〇マンション〇号 電話：090-0000-0000

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

施設等利用給付認定の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号		
生年月日	令和〇年7月19日	フリガナ	イワクラ サクラ
令和5年9月1日～令和6年3月31日の間の住所			
現住所のとおり又は市内で転居	<input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	岩倉 さくら
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和5年10月9日

必ず同じ名前に

3. 償還払いの振込先を記入して下さい（※1、※2）

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇	△△	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義（カタカナ）	イワクラタロウ

- ※1 ゆうちょ銀行の場合は、通帳の中に記載されている受取用の支店名（漢数字3桁）と口座番号（最大7桁）をご記入ください。郵便局の名前（例：岩倉）や記号番号（5桁と最大8桁の組合せ）は記入しないようにしてください。
- ※2

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	エービーシーホイクシツ	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△丁目〇番地 電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	施設名	ABC保育室	(市外の場合のみ記入)	
契約している利用料※3		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 30,000 円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
②	フリガナ	いわくらしゅみりーさぽーとせんたー	所在地	〒 (市外の場合のみ記入) 電話：
	施設名	岩倉市ファミリー・サポート・センター		
契約している利用料※3		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input checked="" type="checkbox"/> 時間額 700 円	
③	フリガナ		所在地	〒 (市外の場合のみ記入) 電話：
	施設名			
契約している利用料※3		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	

岩倉市内に所在する園の所在地・電話番号は記入不要

<裏面も記入して下さい>

フリガナ	所在地	〒
<p>④ 請求額の記入例</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月9日に岩倉市へ転入すると同時に2号認定を受けた。 2号認定なので月額上限額は37,000円 月額利用料30,000円（給食費等は含まない）の認可外保育施設に転入後から通っている。 <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間単価700円のファミリーサポートセンターも利用している。利用時間は10月は転入後に8時間、11月7時間、12月20時間、3月12時間。 <p>【請求額の計算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 11月1月2月は、支払額(c)が上限額(d)より小さいので、請求額は(c)の金額。 12月3月は、上限額(d)が支払額(c)より小さいので、請求額は(d)の金額。 <p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月は月途中から認定を受けたため、上限額(d)を日割り計算する。 $37,000円 \times 23日(10月9日から10月31日までの日数) \div 31日(10月の日数) = 27,451.61...$ (小数点以下の端数を切り捨てて27,451円) <p>※転入前から同じ園に通っている場合は、利用料(a)も日割り計算する必要があります。 施設の種類によって日割り計算の方法が異なりますので、子育て支援課にお問い合わせください。</p>		



5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和5年9月	円	円	円	円	円
令和5年10月	30,000 円	5,600 円	35,600 円	27,451 円	27,451 円
令和5年11月	30,000 円	4,900 円	34,900 円	37,000 円	34,900 円
令和5年12月	30,000 円	14,000 円	44,000 円	37,000 円	37,000 円
令和6年1月	30,000 円	円	30,000 円	37,000 円	30,000 円
令和6年2月	30,000 円	円	30,000 円	37,000 円	30,000 円
令和6年3月	30,000 円	8,400 円	38,400 円	37,000 円	37,000 円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下の端数がある場合は切り捨て）

※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、月額限度額は次の通りとなります。

- 月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- 月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数
(小数点以下の端数がある場合は切り捨て)

市記入欄（記入しないでください）

<input type="checkbox"/> 請求額等の計算誤りのため朱書き訂正 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳や認定状況を確認のうえ朱書き訂正 <input type="checkbox"/> 添付書類を確認のうえ朱書き訂正 <input type="checkbox"/> 利用施設に確認のうえ朱書き訂正 <input type="checkbox"/> 請求者に確認のうえ朱書き訂正 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<p>給付決定額 円</p> <input type="checkbox"/> 訂正印のない訂正箇所は請求者本人によるものであることを確認 <input type="checkbox"/> 通帳の写し等はきょうだいに添付 <input type="checkbox"/> その他（ ）
訂正者：	確認者：